

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER

YOKOHAMA

2023

横浜市 公債管理レポート

横浜市財政局



目次

序章

- 1 はじめに 1
- 2 地方債制度における地方債 2

第Ⅰ章 活用編

- 1 地方債活用の考え方 3
- 2 横浜市における市債活用(発行)状況 3
- 3 今後の市債活用の方向性 4

第Ⅱ章 発行編

- 1 地方債発行における取扱い 5
- 2 横浜市債の発行について 5
- 3 今後の市債発行の方向性 9

第Ⅲ章 管理編

- 1 地方債の償還及び管理における取扱い 10
- 2 横浜市における市債の償還及び管理について 11
- 3 今後の市債の償還及び管理の方向性 16

第Ⅳ章 資料編

- 掲載内容一覧 17

1 はじめに

横浜市では、今後、人口減少や高齢化の進展等により財政状況がより一層厳しさを増すことが見込まれています。そのような状況の中でも、現役世代はもとより、子どもたちや将来市民に豊かな未来をつなぐため、“財政を土台”に、持続可能な市政が進められるよう、中長期の財政方針として「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン(以下 財政ビジョン という)」を策定しました。

この「財政ビジョン」の中では、持続可能な財政の実現に向けて、「財政運営の基本方針」として6つの柱を掲げ、その柱の一つには「債務管理」があります。この「債務管理」では、「長期的な視点に立った債務管理と計画的・戦略的な市債活用していくこと」としたうえで、「市債管理の透明性と債務償還能力に対する信頼を高めるため、市の財務状況や市債の発行・償還状況について見える化を行うとともに、市民向け・投資家向けに充実した情報発信」を行うこととしています。更に、その具体的な財政運営上の取組として、「横浜市中期計画2022～2025(以下 中期計画 という)」の中で、「公債管理レポート」として情報発信していくこととしています。

本レポートは、主に投資家の皆様、市場関係者の皆様などを中心に広く横浜市債及びその管理について見える化を行い、理解を深めていただくことを目的として作成しています。地方財政制度の中の地方債に関する事項を中心とし、横浜市債を含めた地方債の発行に関することはもちろんのこと、その活用や市債発行後の管理に関わる事項についてまとめています。

第Ⅰ章

活用編では、地方財政制度における地方債の位置づけや、地方債を活用する上での考え方、横浜市におけるこれまでの活用状況などについて取り上げています。

第Ⅱ章

発行編では、総務省通知における地方債発行の取扱いや、横浜市債の発行方法、これまでの横浜市債の取組などについて取り上げています。

第Ⅲ章

管理編では、先の総務省通知における地方債の償還や管理の取扱いや、横浜市中での償還や管理に関する取組などについて取り上げています。

第Ⅳ章

資料編では、前編までに収録しきれなかった資料を掲載していますので、各章と対比しつつ、ご覧ください。

2 地方財政制度における地方債

地方財政制度

地方公共団体が福祉、学校教育、消防、道路や河川等の社会基盤の整備を始めとした国民生活に密接に関連する行政を果たすことが出来るよう、国は地方財政計画を通じて、地方の財源を保障しています。

地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもって賄うことが原則ですが、一定の場合に限り、地方債を経費の財源とすることができます。

地方債

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その返済が一会計年度を超えて行われるものをいいます。地方債は原則として、公営企業(水道、交通、病院など)の経費や建設事業費の財源を調達する場合等、地方財政法第5条各号に掲げる場合においてのみ発行できることとなっています。

例外として、地方財政計画上の通常収支の不足を補填するために発行される臨時財政対策債(地方財政法第33条の5の2)などがあります。

1) 資金別の分類

地方債を引受先の資金面から分類すると、公的資金(財政融資資金、地方公共団体金融機構資金)及び民間等資金(市場公募資金、銀行等引受資金)に大別されます。

地方債資金	公的資金	財政融資資金	財務省が国債を発行して資金調達した資金
		地方公共団体金融機構資金	すべての都道府県、市町村が共同で設立した地方公共団体金融機構が市場で債券を発行して調達した資金
	民間等資金	市場公募資金	地方公共団体が債券発行市場において公募により調達した資金
		銀行等引受資金	指定金融機関等や、それ以外の銀行、信用金庫、農協、共済組合等から相対で借入れ又は引受の方法により調達した資金

2) 事業別の分類

地方債を対象となる事業別に分類すると、公共事業等、教育・福祉施設等整備事業、公営住宅建設事業等の一般会計債、水道事業、交通事業、病院事業・介護サービス事業等の公営企業債に分類され、地方債計画にはそれぞれ事業ごとの予定額が計上されます。

3) 会計別の分類

地方債で資金調達を行う会計別に分類すると、普通会計分及び公営企業会計等分に大別されます。

地方債計画

地方債計画は、総務大臣又は都道府県知事が同意又は許可する地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類のことで、地方財政法第5条の3第10項に基づき、総務省告示として公表されています。

地方債の起債手続き

地方公共団体が地方債を発行するときは、原則として、総務大臣又は都道府県知事への協議・届出が必要です。ただし、赤字比率や公債費の負担が一定以上の地方公共団体が、地方債を発行しようとする場合は、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないとされています。(地方財政法第5条の3、4)

第 I 章 活用編

1 地方債活用の考え方

地方債を活用(充当)する上での基準

地方公共団体は、地方財政法の定めに従い、実施する建設事業など将来の住民にも経費を負担してもらうことが望ましい場合、あるいは災害など臨時的に多額な出費の必要がある場合には、地方債を経費の財源とすることができます。地方債を事業経費の財源に充当できるかどうかについては、「地方債同意等基準」などにより検討していくことになります。なお、「地方債同意等基準」は、法令に基づき地方公共団体の自主性及び自立性を高めるとともに、その運用の公正・透明性の確保を図る観点から作成されています。

地方債活用における一般的な事項

地方債については、先の「地方債同意等基準」等により、その発行額(同意等額)の算出に関する考え方などが具体的に示されています。一般的な事項については、以下のとおりです。

地方債を活用できる額の算出方法

同意等基準で定める事業区分の対象事業に係る「地方負担額」^{※1}又は「起債対象事業費」^{※2}に、同意等基準で定める地方債充当率を乗じた額の範囲内の額が、地方債を活用できる額となります。

※1「地方負担額」は、地方公共団体が施行する国庫補助負担事業における事業費のうち、国庫支出金等を控除した額のこと。

※2「起債対象事業費」は、地方公共団体が単独で行う事業で、地方債を財源とすることができる経費のこと。

地方債を活用できる経費

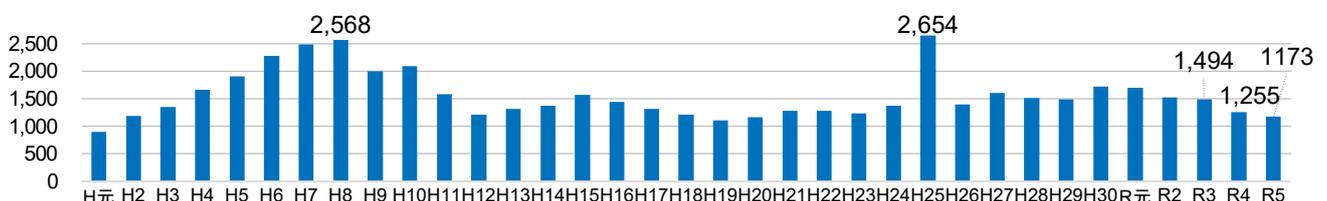
- 公共施設等の建設費
- 建設される施設と不可分一体的な機能を有する備品の購入費(施設に備え付けの空調設備など)
- 施設の建設事業の用に供する土地の用地購入費等
- 地方財政法第5条の特例として発行する財源対策などの経費(臨時財政対策債など)

2 横浜市における市債活用(発行)状況

横浜市は、中期計画や毎年度の予算編成の中で、市の事業内容や国の予算及び地方財政計画等により、市債として活用する地方債の項目やその規模を定めて、市債発行を進めています。

一般会計市債発行額の推移は、図表1のとおりです。なお、平成25年度の発行額2,654億円には、横浜市土地開発公社の解散に伴い、時限的に認められた第三セクター等改革推進債活用分(1,372億円)が含まれ、また、令和2年度及び3年度の発行額1,521億円及び1,494億円には、新型コロナウイルス感染症の影響による減収対策としての市債(横浜市では「さらなる赤字地方債」という)活用分の181億円及び279億円が含まれています。

(図表1)一般会計市債発行額の推移(平成元年度～令和5年度 単位:億円)



参考 第三セクター等改革推進債

制度概要

対象経費

公社等の解散又は不採算事業の廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等をしている公社等借入金の償還に要する経費

対象期間

平成21年度～25年度(時限措置)

償還期間

10年を基本とする。ただし、三セク債を発行することによる財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し、財政規模等を総合的に勘案して、必要な最小限の期間とすることとし、必要に応じて10年を超える償還年限を設定することができる。

横浜市における活用状況

市債活用額

1,372億円(令和4年度末残高 594億円)

償還期間

20年

参考 さらなる赤字地方債(コロナ対策)

基本的な考え方(「令和3年度予算案について」より抜粋)

コロナ禍で大幅な減収となる市税等の一般財源の補填などに、令和2年度と令和3年度の国の地方財政措置の範囲で財政目標を変更^{※1}し、「さらなる赤字地方債(コロナ対策)」と定義して695億円を活用することとしました。内訳は、2年度分が195億円、3年度分が500億円です。

(最終的には、2年度分で181億円、3年度分で279億円発行しました。)

※1 この変更は、「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例(平成26年6月5日施行)」第4条及び第5条に基づくもの。

さらなる赤字地方債(コロナ対策)として活用する市債の内訳(括弧書きは3年度当初予算時点)(単位:億円)

	令和2年度	令和3年度	2か年計
減収補填債 ^{※2}	69 (83)	- (-)	69 (83)
猶予特例債 ^{※3}	31 (31)	- (-)	31 (31)
臨時財政対策債 ^{※4}	81 (81)	279 (500)	360 (581)
合計	181 (195)	279 (500)	460 (695)

※2 普通交付税の交付額決定後に市税等が減収となった場合に活用できる地方債

※3 税の徴収猶予の特例制度にあわせて制度化された猶予相当額の範囲内で発行できる地方債

※4 国が地方自治体の財源不足対策として、普通交付税を交付する代わりに発行を特別に認めている地方債

3 今後の市債活用の方向性

令和4年6月に策定した「財政ビジョン」では、財政運営の基本方針の一つに、「債務管理」を掲げています。長期的な視点に立った債務管理と計画的・戦略的な市債活用として、公共投資における市債の活用は、一定の政策的裁量性と財政規律を両立する債務管理の枠組である「債務管理長期フレーム」に則って、事業の効果を明確化・検証しながら、将来の市民負担を抑制しつつ、計画的・戦略的に行うこととしています。

第Ⅱ章 発行編

1 地方債発行における取扱い

市場公募地方債は、昭和27年度の発行開始後、長らく投資家保護の観点から定時償還方式での発行が標準とされてきましたが、市場公募地方債を取り巻く金融環境の変化の中、商品性の改善及び流通性の向上等の一環として、平成4年度に、それまでの定時償還方式から満期一括償還方式^{※1}が標準とされることになりました。

その後、地方分権の推進等を踏まえ、段階的に公的資金の縮減・重点化が図られたことに伴い、地方債の市場化の推進が必要となりました。このため、地方債の管理に関する自主的な取組を一層充実させていくことが必要になったことから、平成18年度に総務省通知「地方債の総合的な管理について」（総財地第115号改正令和3年3月26日）が発出されました。当該通知に記載されている「地方債の発行について」の主な内容は、以下のとおりです。

地方債の発行について

- 市場公募化等の推進
- 発行単位の大規模化
- 発行年限の設定
- その他(国債等の発行条件を踏まえた条件設定、年間を通じた市場公募地方債等の平準発行 など)

※1 定時償還方式とは、あらかじめ据置期間や途中元金償還額・時期(基本的には半年に1回)を定めて返済する方式
満期一括償還方式とは、債券の発行方式の一つで、最終返済期日に元金全額を一括で返済する方式

2 横浜市債の発行について

横浜市市場公募債の発行も、地方債全体同様、昭和27年度に開始しています。平成15年度に、それまでの5年債や10年債の発行に加えて、自治体で初めて20年債発行を主幹事方式により発行しました。また、平成16年度には、東京都に続き、自主・自立的な取組を行うべく、個別団体での条件交渉方式へと移行しています。横浜市債は、現在に至るまで、「投資家に選ばれる横浜市債」として、市場重視の起債運営を徹底する中で、様々な取組を進めてきました。(図表2参照)

- 市場公募化等の推進:市場公募債を中心とした民間等資金による市債発行を推進(図表3参照)
- 依頼格付けの取得:市場公募債発行団体として初めて依頼格付けを取得し、現在はムーディーズ社から国債と同等のA1格付けを取得
- 発行単位の大規模化について:市場公募債では、**最低発行単位100億円**を基本とし、流動性の向上を図る
また、**会計別・事業別などの区分なく1銘柄に統合**して発行
- 発行年限の設定(図表4参照)
 - 安定調達の見点
「投資家に選ばれる横浜市債」として、全年限**主幹事方式を採用**。安定的かつ有利な条件での発行を実施。基幹年限であり投資家層が最も安定的な**10年債を中心とした市債発行額を確保**
「投資家需要に柔軟に対応するため、年限などを予め定めない発行枠」を「フレックス枠」として確保し、この枠組の中で、市場公募債における**調達手法の多様化を実現**
 - 公債管理の見点
有利な条件で市債発行を行うため、金融機関と連携し、市場の動向を踏まえた機動的な起債
現下の金利状況を踏まえ、**コスト削減などの観点から年限や発行方式を選択**
- その他:国債等の発行条件を踏まえた条件決定(主幹事方式、スプレッドプライシング、均一価格リリース)
年限を通じた平準化発行を実施

(図表2)横浜市債(市場公募債)における「市場重視の起債運営」の歩み
(なお、図表の下線部分については、横浜市が全国に先駆けて行った取組です)

年度	地方債全般など	横浜市債(全般)	横浜市債(発行年限など)
1952(S27)	市場公募債発行(8団体)	市場公募債発行開始	
1992(H4)	満期一括償還債発行	満期一括償還債発行開始	
2000(H12)			5年債(満括)発行
2003(H15)		<u>20年債で主幹事方式導入</u> ^{※1}	20年債(満括)発行
2004(H16)		個別条件決定方式移行	30年債(満括)発行
2006(H18)	全市場公募団体が 個別条件決定方式に移行	<u>依頼格付け取得(S&P社より)</u>	
2007(H19)			<u>フレックス枠(年限等未定)導入</u>
2010(H22)		<u>全年限で主幹事方式導入</u>	
2013(H25)		第三セクター等改革推進債発行 (市場公募債にて700億円発行)	
2015(H27)			30年債(定償)発行
2016(H28)	日本銀行によるマイナス 金利政策導入	依頼格付け取得 (Moody's社に変更)	20年債(定償)発行
2017(H29)			
2018(H30)		第三セクター等改革推進債借換 (市場公募債にて500億円発行)	15年債(定償)発行
2019(R元)			10年債(定償)発行
2020(R2)			25年債(定償)発行
2021(R3)		<u>POT方式導入開始</u> ^{※2}	外貨建て国内債発行(3年債)
2022(R4)			ESG債発行(5年債、30年債)

※1 主幹事方式とは、債券(地方債含む)発行体が、主幹事会社(主に証券会社)を選定し、主幹事会社を通じて投資家需要を確認、その内容を踏まえた発行条件を設定した上で、発行体が希望する額以上の投資家需要が確認できた条件で発行する方式のことです。

横浜市では、平成15年度に全国で初めて20年市場公募債で主幹事方式を採用しました。その後、平成22年度から、全年限で主幹事方式を採用しています。

※2 POT方式とは、主幹事が意見聴取した投資家の需要を共通のPOT(壺)に集約し、主幹事及び発行体と情報共有する起債方法のことです。

令和2年11月に日本証券業協会の自主規制規則「社債券等の募集に係る需要情報及び販売先情報の提供に関する規則」が制定され、主幹事会社は、設定した条件ごとの投資家需要やその件数、実際に発行した債券の販売先投資家及びその販売額を発行体に情報提供することになりました。この規則制定の内容を実現するため、横浜市では、透明性が高く、諸外国の債券市場でも採用されているPOT方式を採用することとし、令和3年度からPOT方式を基本とする起債運営を行っています。

(図表3)横浜市債の発行における借入先別割合

(単位:億円)

一般会計	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
公的資金 計	584	357	336	343	375
	15.8%	14.3%	14.4%	14.6%	20.8%
財政融資資金	542	277	199	236	285
	14.6%	11.1%	8.6%	10.0%	15.8%
機構資金	42	80	137	107	90
	1.1%	3.2%	5.9%	4.6%	5.0%
民間等資金 計	3,123	2,144	1,992	2,008	1,430
	84.2%	85.7%	85.6%	85.4%	79.2%
市場公募資金	1,963	1,624	1,172	1,325	862
	52.9%	65.0%	50.3%	56.3%	47.8%
銀行等引受資金	1,160	520	821	684	568
	31.3%	20.8%	35.2%	29.1%	31.5%
合計	3,707	2,501	2,328	2,351	1,805

一般会計	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公的資金 計	224	119	62	303	186
	7.7%	4.2%	2.8%	15.5%	16.2%
財政融資資金	155	70	62	296	112
	5.3%	2.5%	2.8%	15.2%	9.8%
機構資金	69	49	0	7	74
	2.4%	1.7%	0.0%	0.3%	6.5%
民間等資金 計	2,683	2,701	2,176	1,647	959
	92.3%	95.8%	97.2%	84.5%	83.8%
市場公募資金	1,658	1,410	1,854	1,527	729
	57.0%	50.0%	82.9%	78.4%	63.7%
銀行等引受資金	1,025	1,291	321	119	229
	35.3%	45.8%	14.4%	6.1%	20.0%
合計	2,907	2,820	2,237	1,949	1,144

※1 平成25年度及び平成30年度には、第三セクター等改革推進債(H25:1,372億円、H30:517億円)発行額を含む

(図表4)横浜市市場公募債における年限別発行実績(平成30年度～令和4年度)

(単位:億円)

一般会計	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3年債	0	0	167	0	0
5年債	200	400	300	500	485
10年債	700	700	1,200	1,308	600
15年債	500	0	0	0	0
20年債	300	200	200	300	0
25年債	0	200	0	0	0
30年債	500	500	200	300	115
合計	2,200	2,000	2,067	2,408	1,200

※2 令和2年度の3年債及び令和3年度の10年債には、外貨建て国内債として発行した分を含む
令和4年度の発行額にはESG債(5年債:85億円、30年債:15億円)を含む

発行手法の多様化事例(その1) 外貨建て国内債(発行実績:令和2、3年度 2銘柄)

外貨建て国内債とは、国内で公募する外貨建て債のことで、横浜市では、「投資家に選ばれる横浜市債」の価値を更に高めるための発行手法の多様化の取組として、令和2年度、3年度にフレックス枠を活用して外貨建て国内債を発行しています。

発行概要

年度	令和2年度	令和3年度
年限	3年	10年
発行額	1億6,000万米ドル	5,000万米ドル
利率	0.552%	2.000%

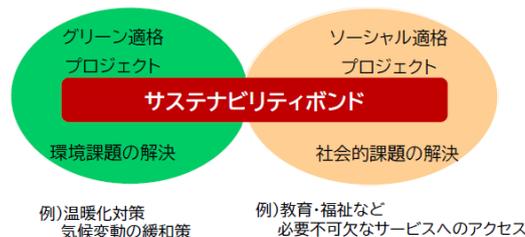
発行手法の多様化事例(その2) ESG債

ESG債とは、環境課題や社会的課題の解決に向けた事業への資金を調達する債券のことで、「財政ビジョン」で掲げた発行手法の多様化の一環として、金融市場におけるESG投資への関心の更なる高まりなど、市場のニーズを捉え、令和4年度からESG債(サステナビリティ債券)を発行しています。

【主なESG債の種類】

- グリーン債券(環境課題の解決)
- ソーシャル債券(社会的課題の解決)
- サステナビリティ債券(環境課題及び社会的課題の解決)
- など

環境課題と社会的課題
それぞれの解決に向けたプロジェクトの両方に資金を充当



【サステナビリティ債券とは】

サステナビリティ債券とは、ESG債の一種で、環境課題の解決を目指すグリーンプロジェクトと衛生・教育・福祉などの社会的課題の解決を目指すソーシャルプロジェクトの両方に調達資金を充当する債券のこと。

令和5年度 ESG債発行概要

年限	5年	10年	30年
発行額	130億円(5年債:50億円 10年債:30億円 30年債:50億円)		
発行日	令和5年12月22日(金)		
利率	0.393%	0.817%	1.827%
フレームワーク	横浜市サステナビリティ債券・フレームワーク(令和5年11月6日公表)		
第三者評価機関	株式会社格付投資情報センター(令和5年11月6日セカンドオピニオン取得済)		
活用予定事業	<p>【グリーン適格】</p> <p>神奈川東部方面線整備 市役所RE100推進事業 下水道整備 公園整備事業((仮称)旧上瀬谷通信施設公園) 河川整備 老朽校舎改修事業(LED化改修工事)</p> <p>【ソーシャル適格】</p> <p>保育所等整備 小中学校整備 児童福祉施設整備 障害者支援施設整備 地域ケアプラザ整備 特別養護老人ホーム整備 インフラ施設の整備・改修</p>		

3 今後の市債発行における方向性



横浜市は、これまで年限や手法の多様化など、市場重視の起債運営を徹底してきました。こうした取組により培ってきた市場との信頼関係を踏まえ、引き続き、市場公募債では、全年限で主幹事方式を継続し、投資家の皆様との対話を通じた適切な販売を目指すとともに、価格の透明性向上のため原則POT方式を採用します。

また、市場のニーズに応える市債発行の手法の多様化を進めていく中で、投資家層の更なる拡大や中長期的な調達コストの抑制にも取り組んでいきます。

コラム 第三セクター等改革推進債の発行状況

平成25年度において、第三セクター等改革推進債(1,372億円:制度については4ページ参照)を発行するにあたり、安定的かつ確実に発行する観点から、**700億円を5年満期一括償還市場公募債で発行**しています。(残り672億円は、銀行等引受債で発行)

発行概要(平成25年度発行分)

年限	5年(満期一括償還債)	
発行額	500億円	200億円
発行日	平成25年10月23日	平成25年11月19日
利率	0.245%	0.220%

また、平成30年度には、当初5年市場公募債として発行した市債を中心に大量償還を迎え、その償還のための財源として、借換債を517億円発行しました。

そのうち、**500億円を15年定時償還市場公募債で発行**しています。(残り17億円は、銀行等引受債で発行)

発行概要(平成30年度発行分)

年限	15年(定時償還債)	
発行額	300億円	200億円
発行日	平成30年4月20日	平成30年7月25日
利率	0.232%	0.230%

1 地方債の償還及び管理における取扱い

地方債の償還及び管理について

地方債の償還については、前章でも取り上げたとおり、地方債の管理に関する自主的な取組を一層充実させていく必要があることから、平成18年度に総務省通知(資料編参照)が発出されています。当該通知には、「地方債の償還について」及び「総合的な地方債管理について」が記述されており、その主な内容は、以下のとおりです。

地方債の償還について

- 減債基金への計画的な積立
- 減債基金の運用
- 満期一括償還地方債に係る積立ルールの標準化
- 償還年限の設定 など

地方債の総合的な管理について

- 計画的な地方債管理
- 情報提供・IR活動の推進
- 事務処理体制の強化・充実
(公債管理特別会計の設置等)

コラム 地方債の安全性について(「地方債証券のあらまし」(総務省HP掲載)より抜粋)

地方債の安全を守る仕組み(概観)

地方債の元利金は、以下の仕組みのもと確実に償還され、BIS規制の標準的な手法におけるリスク・ウェイトは、国債と同じく0%とされています。

1 地方債の元利償還に対する国の財源保障

- 自らの課税権に基づいて地方税収入を確保 ▶▶▶ P6~7参照
- 地方財政計画の歳出に公債費(地方債の元利償還金)を計上
- 公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保
- 地方交付税の算定において標準的な財政需要額(基準財政需要額)に地方債の元利償還金の一部を算入
→ 地方債の元利償還に必要な財源を国が保障

2 早期是正措置としての起債許可制度

- 実質公債費比率が18%以上の地方公共団体に対する起債制限 ▶▶▶ P8参照
- 赤字団体への起債制限
→ 個々の地方公共団体が地方債の元利償還に支障を来さないよう、地方債の発行を事前に制限

3 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行

- 財政指標の公表による情報開示の徹底 ▶▶▶ P8~9参照
- 財政指標が早期健全化基準以上となった団体について自主的な改善努力に基づく財政健全化
- 財政指標が財政再生基準以上となった団体について国等が関与した財政再生

2 横浜市における市債の償還及び管理について

減債基金について

1) 目的

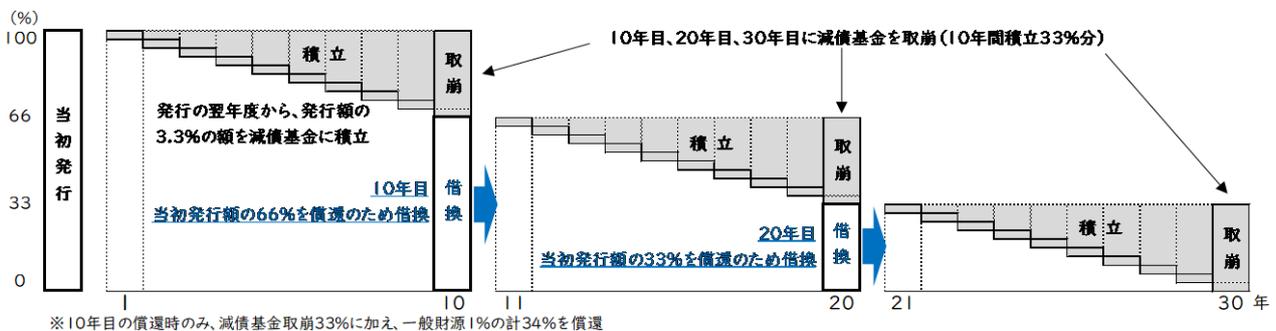
満期一括償還債を発行した際に、その償還に必要な財源を確保し、将来にわたる市財政の健全な運営に資するため、基金を設置し、償還財源を積み立てています。

(平成元年度に「横浜市減債基金条例」を制定し、積立を開始)

2) 基金への積立ルール

総務省が実質公債費比率の算定上、毎年度の積立額を発行額の30分の1 (3.3%)として設定していることを踏まえ、横浜市においても、満期一括償還債の償還財源として、毎年度、発行額の30分の1 (実質公債費比率算定ルールと同じ)を減債基金に積み立てることとしています。

参考 減債基金の積立・取崩イメージ(10年満期一括償還債を3回発行(借換2回)、30年間で償還する場合)



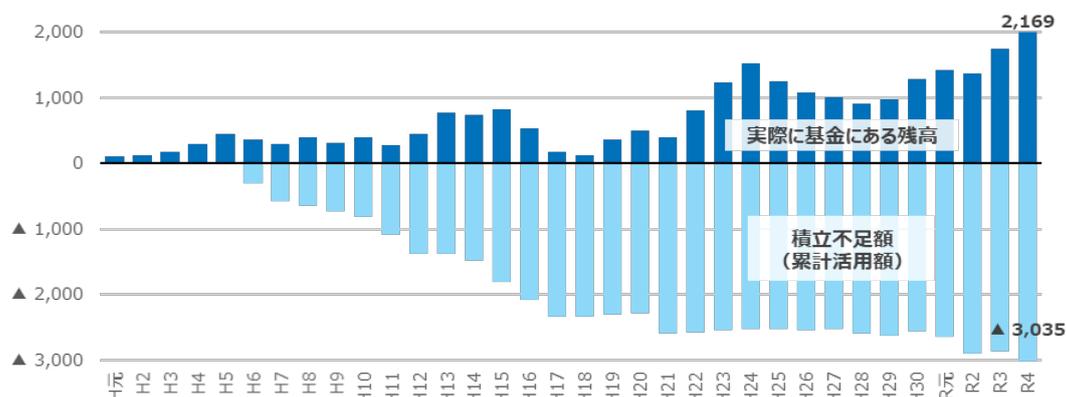
3) 基金の活用

減債基金は、市債償還のために積み立て、市債の償還のためにその積立額を活用しています。

経済事情の変動等により財源が不足する場合には、当年度の市債の償還財源として、減債基金を取り崩して活用しています。本来あるべき積立額に対する不足する額(財政ビジョン策定時:令和4年度予算ベースで3,035億円)は、市債の償還に滞りがないよう、積戻しを行う必要があります。

今後の減債基金の活用については、財政ビジョンの中で、減債基金残高及び活用累計額について、その状況を公表するとともに、「収支差解消アクション」の中で、基金活用と活用後の積戻しの方向性を示しています

参考 減債基金残高及び積立不足額について



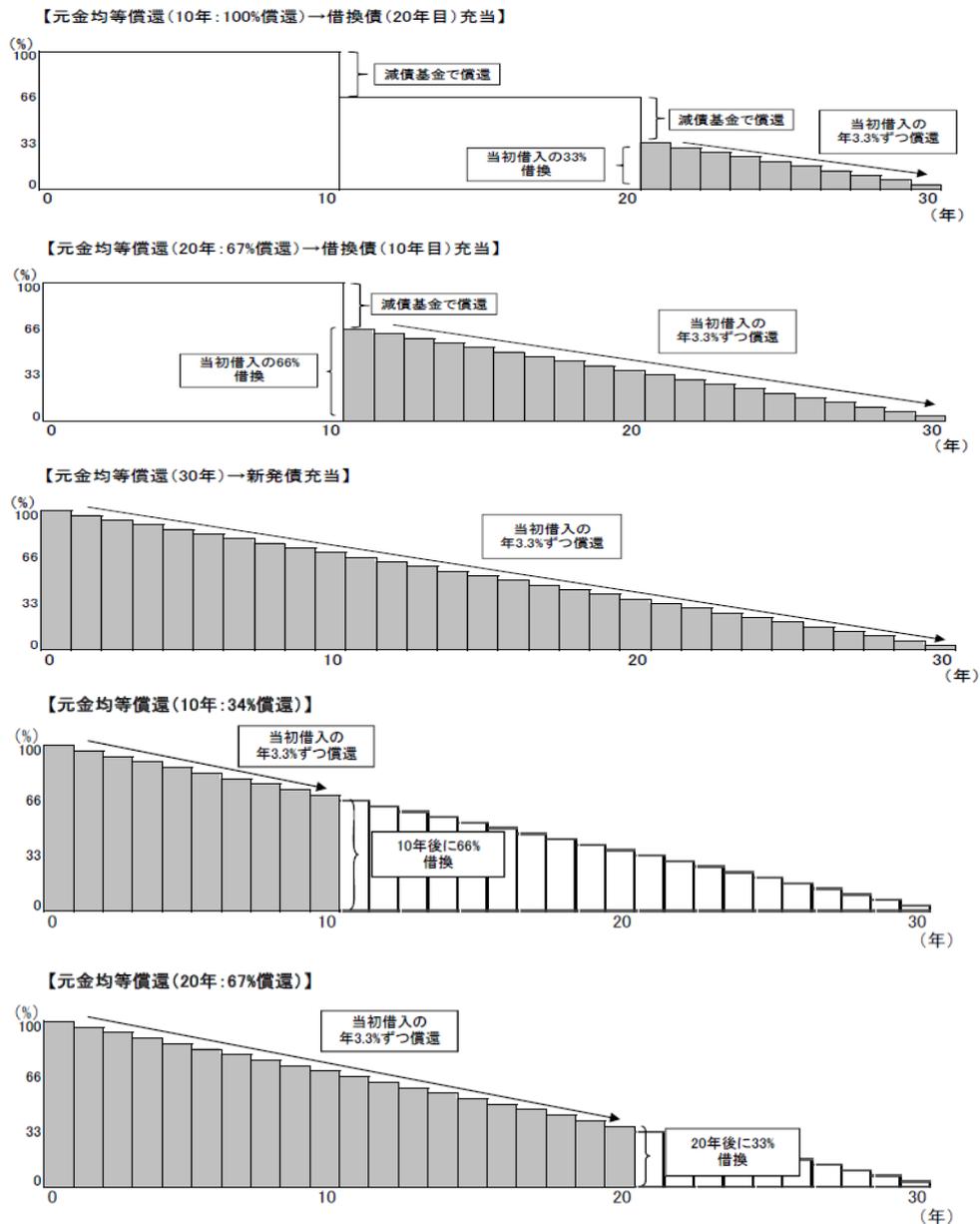
年限や償還方式の設定について

地方債発行における年限や償還方式の設定は、総務省の地方債同意等基準で示されている年限や償還方式が基本となります。その上で、横浜市債においては、投資家ニーズに即した年限や償還方式の選択や、市債残高縮減など財政運営上の取組、更には、横浜市が実施する事業の特性や整備内容(施設・設備の耐用年数など)の特性などを踏まえて、設定しています。

参考 市場公募債における年限・償還方式の採用実績

	3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年
満期一括償還	○	○	○		○		○
定時償還			○	○	○	○	○

参考 定時償還債における償還イメージ



市債金会計について

- (1) 市債金会計は、市特別会計設置条例^{※1}により設置された特別会計で、市債償還に係る全ての経費を整理・区分し、経理しています。市債償還に係る経費の種類は、(図1)で示すとおり、元金(減債基金積立金を含む)、利子、公債諸費(手数料等)となっています。
- (2) 総務省地方債課による通知「地方債の総合的な管理について」^{※2}において、公債管理特別会計を設置することにより、適切に対応されたいこととされています。

※1 横浜市特別会計設置条例(昭和39年3月31日 条例第44号)(抜粋)
(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、本市における事務事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次のとおり特別会計を設置する。

(7) 横浜市市債金会計

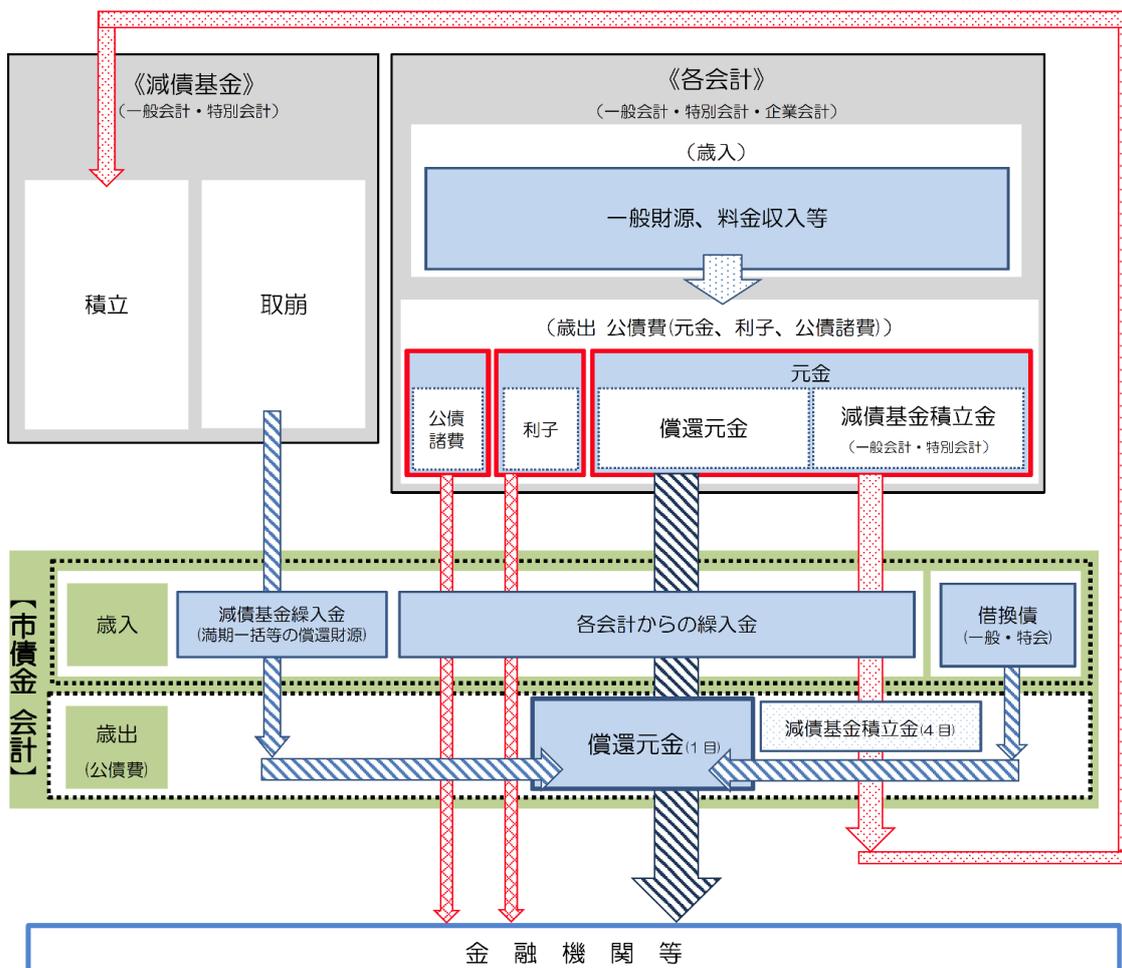
※2 地方債の総合的な管理について(通知)(総地財第115号 平成21年4月14日 改正 令和3年3月)(抜粋)

3 総合的な地方債管理について

(2) ②公債管理特別会計の設置

発行単位の大型化、発行方式の標準化、借換債の発行等に伴い、公債管理の総合的な処理の必要性が高まっている団体にあつては、公債管理特別会計を設置することにより、適切に対応されたいこと。

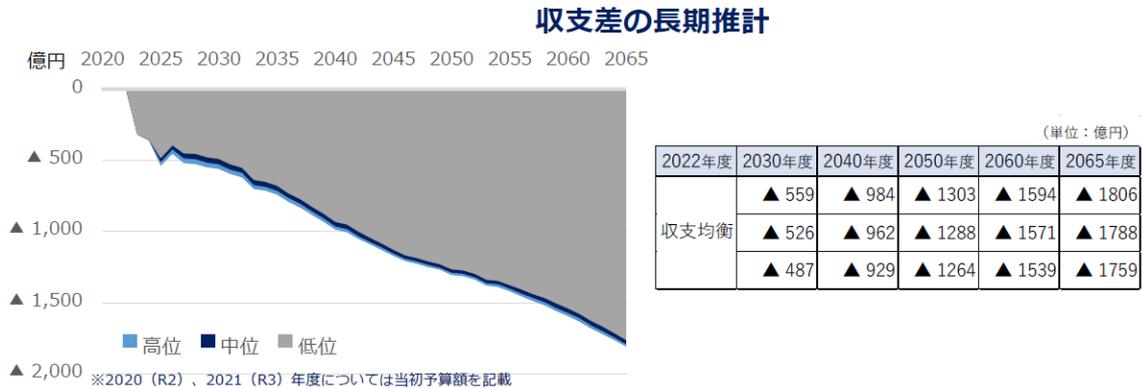
(図1)市債金会計で整理している市債償還のイメージ図



市債の計画的な管理について

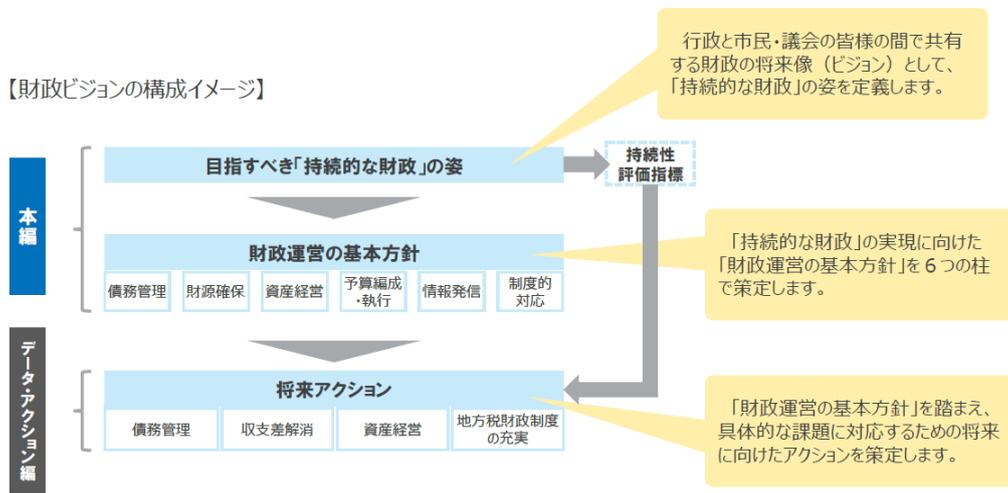
横浜市では、長期的な財政のトレンドを捉え、生産年齢人口の減少や社会保障費の増加など、今後これまで経験したことのない厳しさが予測されること等を共有していくため、2065年までの「長期財政推計」を令和2年9月に公表しました。(令和4年8月更新)

参考 収支差の長期推計(横浜市の長期財政推計(R4. 8更新版)より)



今後、人口減少や高齢化の進展等により財政状況がより一層厳しさを増すことが見込まれています。そのような状況の中でも、現役世代はもとより、子どもたちや将来市民に豊かな未来をつなぐため、“財政を土台”に、持続可能な市政が進められるよう、中長期の財政方針として令和4年6月に財政ビジョンを策定しました。

参考 財政ビジョンの構成イメージ(「財政ビジョン<概要版>」より抜粋)



また、第三セクター等改革推進債など財政運営上重要な位置づけとなる市債の管理については、予算や決算時において、公表資料や横浜市会に提出する資料、横浜市のホームページなどで、残高や償還額などの状況について計数整理した上で、公表しています。

計画的な地方債管理(総務省通知より抜粋)

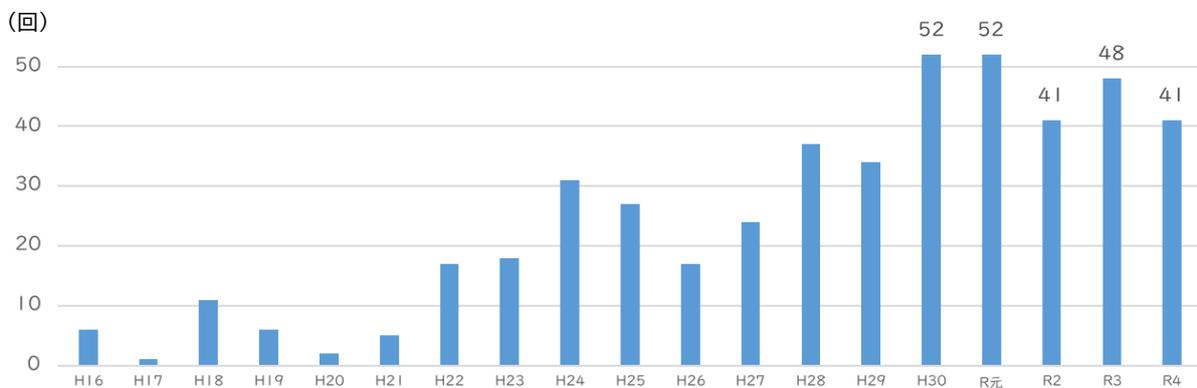
各種財政指標に基づき財政状況を分析し、歳入及び歳出全般にわたって中長期的な財政計画を策定するとともに、併せて将来にわたる地方債の発行計画及び償還計画を策定する等総合的な地方債管理を計画的に実施されたいこと。

情報提供・IR(投資家説明)活動について

横浜市では、個別条件決定方式に移行した平成16年度以降、延べ400回以上の個別投資家説明を実施しました。特に、「横浜市中期4か年計画2018～2021」では、財政運営の取組として、「わかりやすく、利活用しやすい財政情報の見える化の推進」として、横浜市債における市場での適正な評価や、安定的かつ多様な投資家層の構築を図るため、健全な財政運営の取組や財務書類の情報等を横浜市債IR(投資家説明)資料としてまとめ、実施件数を設定(年平均35回以上)した上で、横浜市債IR(投資家説明)活動を実施してきました。

この横浜市債IR(投資家説明)資料については、毎年予算が議決されたのち、速やかに作成した上で、投資家説明での活用や横浜市債のホームページへの公表、市債に携わる金融機関などへの情報提供を行い、有効に活用しています。

参考 個別投資家への説明状況(平成16年度以降:延べ回数)



参考 横浜市債IR(投資家説明)資料について(資料イメージ)

CITY OF YOKOHAMA

横浜市の市政と財政運営

横浜市財政局

2023年12月

投資家の皆様へ

～皆様に選ばれ、信頼される横浜市債～

横浜市は、約377万人の人口を擁する最大の指定都市であり、国際競争力のある港、観光MICEや産業の集積など、多様な活力にあふれています。「横浜市中期計画2022～2025」では、「子育てしたいまち 次世代と共に育むまち ヨコハマ」を基本戦略に掲げ、あらゆる分野の政策を連携させるとともに、脱炭素など次世代を見据えた施策にも力を注ぎ、2027年の国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」の横浜開催成功に向けて取り組んでいます。

こうした実績とポテンシャルをご評価いただき、投資家の皆様には、市債への投資を通じ市政へお力添えいただいております。改めて心より感謝申し上げます。

市場の皆様との対話を重視した本市の起債運営が評価され、このたび「DEALWATCH AWARDS 2022 - Bond Issuer of the Year」及び「キャピタル・アイ Awards - BEST DEALS OF 2022 (地方債等部門)」を受賞しました。

横浜の活力を将来にわたり持続的なものとしていくためには、安定的かつ持続的な財政運営が不可欠です。引き続き、皆様に選ばれ、信頼される横浜市債であり続けられるよう、努力と挑戦を続けてまいります。変わらぬご支援をお願いいたします。

横浜市長 山中竹春

市場との対話の歩み

起債運営の方針

基本的な考え方

全年額「主幹方式(物一価格リリース方式)」を継続し、幅広い投資家との対話を通じた適切な販売を目指す

金利環境に応じた丁寧なマーケティング

現在の金利環境下においては、スプレッド・プライシング方式を基本としてマーケティングを実施。価格形成における透明性向上を目的に、原則P.O.T方式を採用

市場重視の起債運営を徹底

個別条件決定方式移行(自主自立) → 全ての年限・起債で主幹方式を確立(市場公募併用特例) → 外債建て国内債券発行(2020・2021) → P.O.T方式の導入(横浜市初となるESG債を発行) → 市場公募定額債券発行推進 → 2023

市場公募債発行計画

2023年度は1,500億円の発行を予定

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	実績
発行計画	フレックス 1,500												
中期債	450 5満						150 2満		ES650 5満				650
10年債							200 10満		ES630 10満				230
超長期債		200 20満							ES650 30満				250
合計													1,130

※1 中期債: 1年超10年未満の債券、超長期債: 10年超の債券
 ※2 フレックス枠は、投資家層や市場動向等により発行額が変動する場合があります。
 ※3 外債建て国内債券発行する債券により、発行額が変動する可能性があります。

金利水準や投資家需要等の市場動向に応じて、最適な年限・償還方式で機動的に発行します。

3 今後の市債の償還及び管理の方向性

財政ビジョンにおいて示した債務管理に関する方針や将来アクション等に基づいて、市債の発行やその後の管理が必要となります。市債の発行においては、債務ガバナンスの徹底として、「一般会計が対応する借入金市民一人当たり残高」を中心的な指標としたうえで、市債発行を進めていく必要があります。また、確実な償還を進める上で、減債基金については、その活用額を段階的に縮減していくとともに、着実な積戻しも進めていく必要があります。

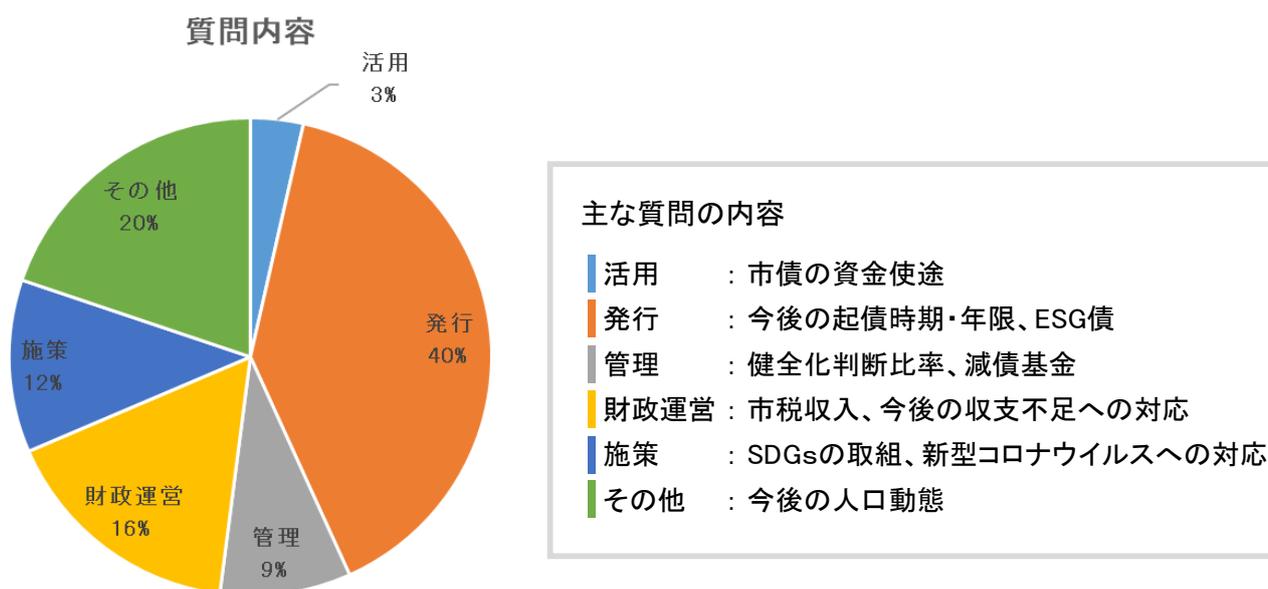
また、「情報発信」においても、横浜市債IR資料や本レポートなどを活用しながら、引き続き、投資家の皆様への適切な情報提供に努めるとともに、財政ビジョンや中期計画にも掲げている、市債管理の透明性と債務管理能力に対する信頼を高めるため、市の財政状況や市債の発行・償還状況について、債務償還能力の指標として財政ビジョンで掲げている健全化判断比率（実質公債費比率や将来負担比率）などにおいても、本レポートなどにより、更に理解が促進するように情報発信していきます。

コラム 横浜市IR（投資家説明）の実施状況及びいただいた質問について

横浜市IR（投資家説明）を行う際には、一通り市政運営や財政状況、発行計画などについて横浜市より説明し、その後、質疑応答など実際に投資家の皆様と意見交換を行っています。また、当日の説明を有意義なものとするため、事前アンケートにご協力いただき、投資家の皆様の関心事項などを事前に把握するなど、きめ細やかな情報提供を実施しています。

以下のグラフでは、横浜市が実施している投資家説明を行った際にいただいたご質問の内容を分類し、その割合をお示ししています（グラフ参照）。質問内容においては、横浜市債の発行計画や発行年限など、投資家の皆様が実際に購入を前提とした質問や、横浜市債の発行における考え方など発行に関する内容が中心で、その他、資金使途や市政運営に関するご質問、市税収入の状況など財務状況に関するご質問をいただいています。

投資家説明時にいただいた質問の項目別割合



第Ⅳ章 資料編

【掲載内容一覧】

序章関連

- 財政ビジョン 概要版(該当部分)
- 中期計画(「債務管理」関係該当部分)
- 地方財政計画(「令和6年度地方財政計画のポイント」より)
- 地方債計画(「令和6年度地方債計画」該当部分)
- 地方財政関係法令

第Ⅰ章関連

- 地方債同意等基準(抄)
- 地方債同意等基準運用要綱(抄)
- 第三セクター等改革推進債 関連資料(「平成25年度 財政局予算概要」より)
- さらなる赤字地方債(コロナ対策) 関連資料(「令和3年度予算案について」より)
- 中期計画(市債活用額など該当部分)

第Ⅱ章関連

- 地方債の総合的な管理について(通知) (総財地第115号 平成21年4月14日 改正令和3年3月26日)
- 国債及び地方債(横浜市債)関連データ
 - 国債利回りの推移(過去10年間 5年、10年、20年、30年)
 - 長期国債利回りの推移(マイナス金利政策～現在)
 - 国債イールドカーブの推移
 - 市債の平均利率(残高及び借入時)、利払い費の推移
 - 一般会計市債残高の推移(満期一括償還債・定時償還債の傾向)
 - 一般会計市債残高の平均残存年数の推移
 - 一般会計市債残高の利率別内訳
 - 一般会計市債残高の内訳(令和3年度末時点)
 - 一般会計市債発行額の推移(満期一括償還債・定時償還債の傾向)
- 地方債(市債)の発行方式について
- 主幹事方式の特徴と採用理由(POT方式含む)
- 横浜市債の資金区分別割合(平成30年度～令和4年度)
- 市場公募債発行実績(令和元年度～令和4年度)
- 横浜市サステナビリティボンド・フレームワーク

第Ⅲ章関連

- 「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」(平成26年6月横浜市条例第29号)
- 「横浜市の長期財政推計」(該当部分)
- 各種財政指標の推移
- 第三セクター等改革推進債の償還状況について
- 横浜市減債基金条例

※資料編は別冊です。

なお、資料編に掲載の各種資料及びデータについては、本レポートを発行した時点のものです。

令和6年3月発行

編集・発行 横浜市財政局資金課

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地10

TEL (045) 671-2240

FAX (045) 664-7185



<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/shisai-takarakuji-kifu/shisai/>

横浜市債トップページ
